

—— 第 1 編 ——

總 則



第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 飯山市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

飯山市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。本市では、長野県国土強靱化計画に位置づけた国土強靱化の推進における7つの基本目標を踏まえ、

- (1) 人命の保護
- (2) 迅速な救助、救急活動等
- (3) 行政機能、情報通信機能の確保
- (4) ライフラインの確保、早期復旧
- (5) 流通・経済活動の維持
- (6) 二次的な被害の防止
- (7) 元の生活へ

の7つを基本目標として定めている。本計画では、飯山市国土強靱化地域計画を踏まえ、これに基づく防災対策の推進を図るものとする。

5 飯山市災害時受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れや受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した飯山市災害時受援計画とともに防災対応を実施するものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は中央を千曲川が南から北に流れる、通称「飯山盆地」にあり、周辺部は比較的急峻な山地となり、平地は千曲川による沖積層からなっている。

このため、山間部においては、急傾斜地帯及び地すべり地帯を有し、平地では千曲川による洪水のおそれがある。また、日本有数の豪雪地帯に属し、平均最大積雪深は、平地で1.5m、山間地では4.0mに達する。

このような自然条件のなかで、災害を受けやすく様々な災害発生要因に対応した、防災体制の整備に努める必要がある。

1 防災の基本

防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、防災関係機関及び市民が一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保を講ずる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工

学的、社会的分野を含めた防災に関する研究や、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (キ) 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- (ク) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
 - (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
 - (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
 - (ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症（以下「感染症」という。）対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理する。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。
 - ウ 市は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

2 行政及び市民の責務

- (1) 市は国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。
 - ア 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- (2) 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。
- (3) どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

3 防災施設の大綱

飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。

また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。

冬期間は季節風のもたらす降雪のため、日本でも有数の豪雪地帯となっており、数年に一度は豪雪や融雪による大きな被害が発生している。雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上を図るため防雪施設の整備、除雪体制の充実、融雪災害への備え等により、安全で雪に強い地域づくりをすすめる。

近年、建物の高層化及び多様化が進んでおり、またスキー場を中心とした観光地を抱え、そこに多数のホテル、民宿等がある。これらの施設に火災が発生した場合は、大きな被害が生じるおそれがある。

また、林野面積が市域の60%を占めており、林野火災の発生の可能性も大きい。

平素から、火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設等の整備、消防力の強化を推進する。

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して市民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、県をはじめとする防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、総合調整を行う。

このため、総合防災訓練及び各種訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図る。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被害施設の速かつ適切な復旧を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに

協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯山市 | (1) 市防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 |

2 消防機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岳北消防本部 (飯山消防署) 飯山市消防団 | (1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 飯山市災害対策本部の業務に関すること。 |

3 県

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野県 (北信地域振興局) | (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (4) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (5) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (6) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 |
| (北信保健福祉事務所) | (1) 医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。 |
| (北信建設事務所) | (1) 緊急輸送道路の確保に関すること。 (2) 道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 |

| | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野県警察本部 (飯山警察署) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東財務局 (長野財務事務所) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。 |
| 関東農政局 (長野県拠点) | <p><災害予防対策></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 <p><応急対策></p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 <p><復旧対策></p> <ul style="list-style-type: none"> (8) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (9) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 |
| 中部森林管理局 (北信森林管理署) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。 |
| 関東経済産業局 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。 |
| 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。 |

| | |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東東北産業保安監督部 | (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。 |
| 中部近畿産業保安監督部 | 電気の保安に関すること。 |
| 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。 |
| 東京管区気象台 (長野地方気象台) | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象等、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 |
| 信越総合通信局 | (1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。 |
| 長野労働局 (中野労働基準監督署) | (1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。 |
| 関東地方整備局 (長野国道事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所) | <災害予防> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 (3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。 <応急・復旧> (4) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること。 (5) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。 (7) 所管施設の緊急点検の実施に関すること。 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関すること。 |
| 中部地方環境事務所 | (1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。 |
| 関東地方測量部 | (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 (3) 地殻変動の監視に関すること。 |

5 自衛隊

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊 第13普通科連隊 | (1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関する事 こと。 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事 こと。 |

6 指定公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本郵便(株) (信越支社) | (1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱 い及び援護対策等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関する事 こと。 |
| 東日本旅客鉄道 (株)(長野支社) | (1) 鉄道施設の防災に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。 |
| 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野 支店) | 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。 |
| 電気通信事業者 | (NTT東日本(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。 |
| 日本銀行 (松本支店) | (1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 こと。 (2) 損傷通貨の引換えに関する事 こと。 |
| 日本赤十字社 (長野県支部) | (1) 医療、助産等の救助、救護に関する事 こと。 (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 こと。 (3) 義援金の募集に関する事 こと。 |
| 国立病院機構 (関東信越ブロック) | (1) 医療、助産等救助、救護に関する事 こと。 |
| 日本放送協会 (長野放送局) | 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事 こと。 |
| 日本通運(株) (長野支店) | 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事 こと。 |
| 中部電力パワー グリッド(株) (飯山営業所) | (1) 電力施設の保全、保安に関する事 こと。 (2) 電力の供給に関する事 こと。 |
| 東日本高速道路 (株) | 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自 動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関する事 こと。 |

7 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 土 地 改 良 区 | (1) ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に関すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に関すること。 |
| 長 電 バ ス (株) (飯山営業所) | 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。 |
| (公社)長野県トラ ック協会 | 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。 |
| 放送事業者 | 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 |
| 長野県情報ネッ トワーク協会 | 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 |
| 県医師会(飯水 医師会)、県歯 科医師会、看護 協会 | 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 |
| 県薬剤師会 | 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。 |
| (一社)長野県L P ガス協会 | 液化石油ガスの安全に関すること。 |
| (一社)長野県建設 業協会 | 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。 |
| (社福)長野県社会 福祉協議会 | 災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。 |

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| JAながの飯山支 所 | (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。 |

| | |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北信州森林組合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。 |
| 高水漁業協同組合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。 |
| iネット飯山 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防の放送に関すること。 (2) 注意報・警報及び災害情報等の放送に関すること。 |
| 飯山商工会議所 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。 |
| 病院等医療施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。 |
| 社会福祉施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。 |
| 金融機関 | 被災事業者等に対する資金融資に関すること。 |
| 日赤奉仕団、共同募金会、社会福祉協議会、区長会、民生児童委員会、衛生委員会、PTAその他団体 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3) 災害ボランティアに関すること。 |
| 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。 |

第4節 飯山市の地勢と災害要因、災害記録

1 自然的条件

(1) 市 域

飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約23.1km、南北約25.2kmで周囲約96.0km、総面積約202.43km²である。

経緯度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。

東 経 138° 22′

北 緯 36° 51′

標 高 315m

(2) 地 勢

飯山市は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央の平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。

傾斜区分別に見ると、傾斜度0°～15°の地域が約44%を占め、15°～30°が約49%、30°以上が約7%となっている。

また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約33%が標高400m以下である。

(3) 地 質

市の西側を連ねる関田山脈全体は、第三紀層により形成されており、斑尾山、黒岩山周辺と仏ヶ峰以北については第四紀層の噴出源、活動時期を異にする多くの溶岩、凝灰角礫岩、火山岩層、火山灰などからなる安山岩類（大半が複輝石安山岩質岩石）で覆われている。

また、東側の山地についても、第四紀火山の噴出した安山岩類に覆われている。

中央の平坦地及び千曲川の沿岸は、長峰丘陵を除き新世の砂礫や粘土層が堆積した沖積層に属し、これら沖積地帯と第三紀層地帯の間、長峰丘陵及び山脈内の台地は、火山層と第三紀層の崩壊物が混ざり堆積した洪積層地帯となっている。

(4) 気 候

飯山市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっている。

年間平均気温は11℃前後であるが、年間最高最低の気温差は50℃前後と大きな差がある。

降水量はおおむね年間1,300～1,400mm前後であり、月別に見ると豪雪地帯であるため1月、2月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っているのが特徴である。

また、降雪期間の平均（平成13年～17年）は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164cmとなっているが、地域差が大きく北部山間地では400cmに達することもある。

2 社会的条件

(1) 人 口

飯山市の総人口は、19,539人（令和2年10月1日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成3年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。

人口は、昭和40年に比べ約44%の減少となっているが、世帯数では約6%の減少にとどまっている。また、高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3%に対して令和2年は38.2%となっており、高齢化が進んでいる。

人口密度は、97人/km²であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。

(2) 産 業

ア 農業

飯山市の耕地の多くは千曲川とその支流の沖積平地に開けた水田単作地帯・米所であったが、生産調整を契機として栽培面積が減少し、米への依存度は低下しつつある。変わって伸びたのは花と野菜で、生産額も米に次いで多く、年々伸びている。

本市は豪雪地帯であるため、土地利用型農業は大きな制約を受け、冬期は営農が不可能になる。農家の冬期対策として取り入れられたきのこと栽培は、種類もぶなしめじ、えのきだけ、なめこと多種に及び、市の農業に占める比重は大変大きなものとなっている。

イ 商業

市街地においては北陸新幹線飯山駅周辺から上町・本町・仲町を中心に、市北部ではJR戸狩野沢温泉駅周辺において形成されている。また、近年は静間バイパス沿いの郊外型大型スーパー等市域南部の商業集積が進んでいる。

ウ 工業

飯山市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、工場等誘致条例の制定など企業誘致を積極的に進めている。

また、飯山仏壇、内山紙は伝統ある地域の産業であり、飯山市を特徴づける産業でもある。

エ 観光

飯山市の観光は、雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。

その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーリズムに着手。拠点施設「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光資源を活かした自転車等によるアクティビティの充実を図ることで、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。

(3) 交 通

市域を南西から東北に貫流する千曲川とほぼ平行して、JR飯山線及び国道117号が通じ、

国道292号、403号がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。

また、平成27年3月には北陸新幹線飯山駅が開業し、首都圏及び関西方面からのアクセスに係る利便性が以前よりも大きく向上している。

このほか、上信越自動車道の豊田飯山I.C.（中野市）が市の南西境に近接しており、国道117号により飯山市街と通じている。

3 災害の要因

(1) 風水害

ア 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により、南方の湿った空気を運び込んで、大雨を降らせることがあり、市内の各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられるので、厳重な警戒が必要である。

イ 台風の通過による影響

長野県の位置と地形のもつ条件から、台風の接近、通過により各所に風水害を発生させている。

経路により状況は多少異なるが、中小河川の氾濫、千曲川の増水及びがけ崩れ等の警戒が必要である。

ウ 風害

台風による暴風及び春先の季節風により局地的に突風が吹きつり、農産物に被害が発生することがある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。

(2) 火 災

過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多い市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。

(3) 雪 害

飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。

今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。

(4) 地 震

大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。

また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。

市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震の発生しやすい地域であり、最近の中越・中越沖地震、東日本大震災や長野県北部地震のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。

4 過去の災害記録

過去に発生した主な大規模災害の記録は、第7編資料19－2のとおりである。

第5節 地震被害想定

1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

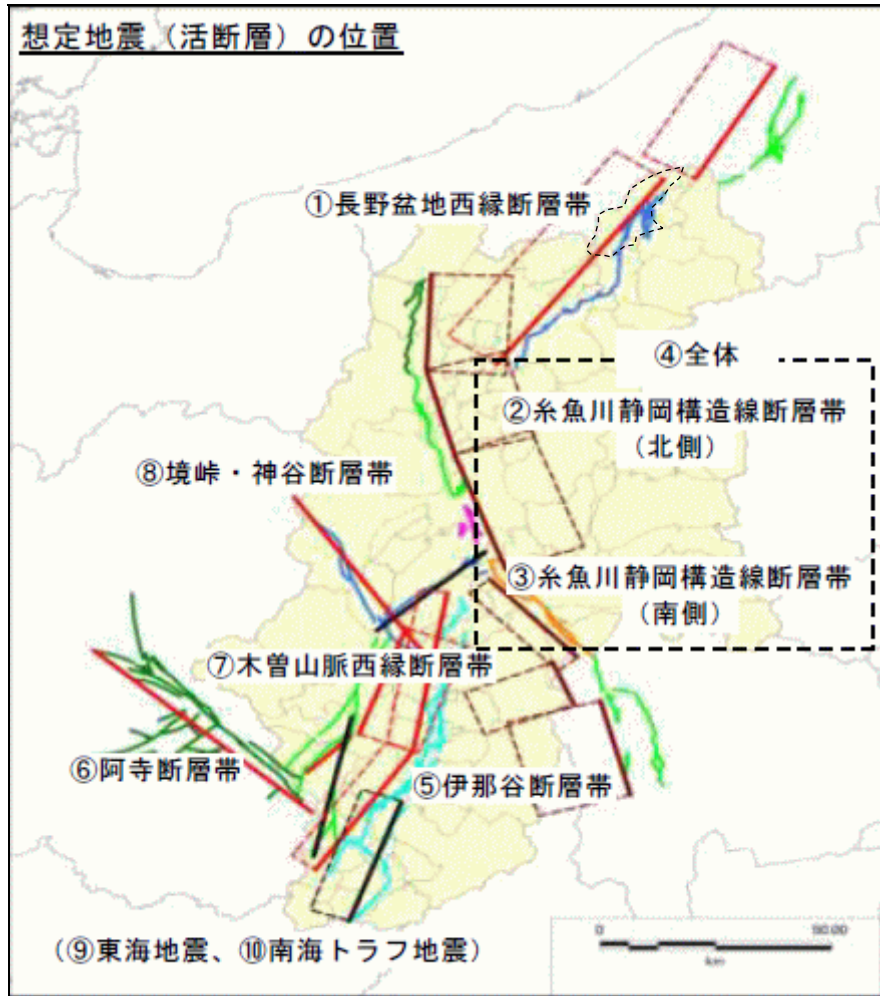
想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

| 地震名 | | 長さL (km) | マグニチュード | | 想定ケース※ |
|-----------------|-------|-------------|----------------|----------------|--------|
| | | | M _j | M _w | |
| 長野盆地西縁断層帯 | の地震 ① | 74 | 7.8 | 7.1 | 4 ケース |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 | 全体 ② | 150 | 8.5 | 7.64 | 1 ケース |
| | 北側 ③ | 84 | 8.0 | 7.14 | |
| | 南側 ④ | 66 | 7.9 | 7.23 | |
| 伊那谷断層帯（主部） | の地震 ⑤ | 79 | 8.0 | 7.3 | 4 ケース |
| 阿寺断層帯（主部南部） | の地震 ⑥ | 60 | 7.8 | 7.2 | 2 ケース |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部） | の地震 ⑦ | 40 | 7.5 | 6.9 | 2 ケース |
| 境峠・神谷断層帯（主部） | の地震 ⑧ | 47 | 7.6 | 7.0 | 4 ケース |
| 想定東海地震 | ⑨ | | 8.0 | 8.0 | 1 ケース |
| 南海トラフ巨大地震 | ⑩ | | 9.0 | 9.0 | 1 ケース |

(※) 陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。

想定震源の位置と大きさ



3 飯山市における想定結果

(1) 地震別ケース別の最大震度

| 地震名 | 上段：ケース別、下段：震度 | | | |
|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | ケース1 SMGA：北側が大、 破壊開始点：南側 | ケース2 SMGA：北側が大、破壊開始 点：北側 | ケース3 SMGA：南側が 大、破壊開始 点：南側 | ケース4 SMGA：南側が 大、破壊開始 点：北側 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震Mj7.8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 全体 Mj8.5 | 北側 Mj8.0 | 南側 Mj7.9 | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 | 5強 | 5弱 | 4 | |
| | ケース1 破壊開始点：最も 南側のSMGA | ケース2 破壊開始点：南 側から2番目の SMGA | ケース3 破壊開始点：北 側から2番目の SMGA | ケース4 破壊開始点：最 も北側のSMGA |
| 伊那谷断層帯（主部）M8.0 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | ケース1 破壊開始点：最も 南東側のSMGA | ケース2 破壊開始点：最 も北西側のSMGA | | |
| 阿寺断層帯（主部南部）M7.8 | 4 | 3 | | |
| | ケース1 破壊開始点：南西 側のSMGA | ケース2 破壊開始点：北 側の大きなSMGA | | |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）M7.5 | 4 | 4 | | |
| | ケース1 SMGA：南東側が 大、破壊開始点： 南東側 | ケース2 SMGA：南東側が 大、破壊開始 点：北西側 | ケース3 SMGA：北西側が 大、破壊開始 点：南東側 | ケース4 SMGA：北西側が 大、破壊開始 点：北西側 |
| 境峠・神谷断層帯（主部）M7.6 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | M8.0 | | | |
| 想定東海地震 | 5弱 | | | |
| | 基本ケース M9.0 | 陸側ケース M9.0 | | |
| 南海トラフ巨大地震 | 5弱 | 5弱 | | |

(2) 被害想定結果（最大被害）

人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

*：わずか

ア 建物被害（棟）【冬18時、強風時】

| 被害想定 地震名 | 液状化 | | 揺れ | | 断層 変位 | 土砂災害 | | 火災 | 合計 | |
|-----------------------------|-----|----|-------|-------|----------|------|----|----|-----------|-------|
| | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 全壊 | 半壊 | 焼失 | 全壊・ 焼失 | 半壊 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | 10 | 50 | 990 | 2,760 | 960 | 30 | 80 | 0 | 1,020 | 2,890 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース2)(※) | 10 | 60 | 4,490 | 4,510 | — | — | — | — | — | — |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体) | 0 | 0 | 0 | * | 0 | * | * | 0 | * | * |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (南側) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 想定東海地震 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース） (陸側ケース) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(※) 飯山市において、被害が最も大きいと想定されるのは、「ケース2」であるが、当調査において、「ケース2」における被害想定結果（数値化）は、液状化及び揺れによる建物被害のみである。

イ 人的被害（人）【冬深夜、強風時】

(7) 死者数

| 被害想定 地震名 | 死者数 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|------|-----|------------|-----|------|-----|----|-----|--------|-----|----|-----|
| | 建物倒壊 | | (うち) 屋内収容物 | | 土砂災害 | | 火災 | | ブロック塀等 | | 合計 | |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | 60 | (0) | * | (*) | * | (*) | 0 | (0) | * | (*) | 70 | (*) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体) | * | (*) | * | (*) | * | (0) | 0 | (0) | * | (0) | * | (*) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (南側) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 伊那谷断層(主部)の地震(ケース3) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)地震 (ケース1) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震 (ケース1) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 想定東海地震 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 南海トラフ巨大地震(基本ケース) (陸側ケース) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |

(4) 負傷者数

| 被害想定 地震名 | 負傷者数 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|------|------------|------|------|-----|----|-----|--------|-----|-----|------|
| | 建物倒壊 | | (うち) 屋内収容物 | | 土砂災害 | | 火災 | | ブロック塀等 | | 合計 | |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | 760 | (50) | 50 | (30) | * | (*) | 0 | (0) | * | (*) | 760 | (50) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体) | 10 | (*) | 10 | (*) | * | (0) | 0 | (0) | * | (0) | 10 | (*) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 想定東海地震 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |

(ウ) 重傷者数

| 被害想定 地震名 | 重傷者数 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|-----|------------|------|------|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | 建物倒壊 | | (うち) 屋内収容物 | | 土砂災害 | | 火災 | | ブロック塀等 | | 合計 | |
| 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3） | 400 | (*) | 10 | (10) | * | (*) | 0 | (0) | * | (*) | 400 | (*) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体） | * | (*) | * | (*) | * | (0) | 0 | (0) | * | (0) | * | (*) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
| 想定東海地震 | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース） （陸側ケース） | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) | 0 | (0) |
|-----------------------------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|

(エ) 自力脱出困難者数

| 地震名 | 被害想定 | | 自力脱出困難者数 | |
|-------------------------|------|------|----------|------|
| | 合計 | 避難所外 | 合計 | 避難所外 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3） | 130 | (*) | | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体） | 0 | (0) | | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側） | 0 | (0) | | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側） | 0 | (0) | | |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | 0 | (0) | | |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | 0 | (0) | | |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | 0 | (0) | | |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1） | 0 | (0) | | |
| 想定東海地震 | 0 | (0) | | |
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース） | 0 | (0) | | |

ウ 避難者（人）【冬18時、強風時】

| 地震名 | 被害想定 | | | 被災1日後 | | | 被災2日後 | | | 被災1週間後 | | | 被災1ヶ月後 | | |
|-------------------------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|-------|--------|-----|------|
| | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3） | 1,590 | 950 | 640 | 5,000 | 2,500 | 2,500 | 3,810 | 1,910 | 1,910 | 3,090 | 930 | 2,160 | | | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体） | * | * | * | 60 | 30 | 30 | 20 | 10 | 10 | * | * | * | | | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側） | 0 | 0 | 0 | * | * | * | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 震（ケース1） | | | | | | | | | | | | |
| 想定東海地震 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ 避難所避難者における要配慮者数（人）【冬18時、強風時】

| 地震名 | 被害想定 | 1日後 | 2日後 | 1週間後 | 1ヶ月後 |
|-------------------------|------|-----|-----|------|------|
| 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3） | | 190 | 500 | 380 | 180 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体） | | * | 10 | * | * |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側） | | 0 | * | 0 | 0 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側） | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1） | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 想定東海地震 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース） | | 0 | 0 | 0 | 0 |

オ ライフライン・物資不足【冬18時、強風時】

| 地震名 | 被害想定 | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|-----------|---------|---------|------------|---------|
| | 上水道 | 下水道 | 都市ガス | 電力 | 食料 | 飲料水 | 毛布 |
| | 断水人口（人） | 支障人数（人） | 供給停止戸数（戸） | 停電軒数（軒） | 過不足量（食） | 過不足量（リットル） | 過不足量（枚） |
| | 被災直後 | | | 1日後 | | | |
| 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3） | 20,220 | 20,570 | | 11,860 | △2,950 | △46,720 | △1,710 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体） | 2,820 | 5,000 | | 1,660 | 480 | 1,020 | 200 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側） | * | 1,360 | | * | 480 | 2,160 | 200 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側） | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |
| 伊那谷断層（主部）の地震（ケース3） | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------|--|---|-----|-------|-----|
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1） | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1） | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1） | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |
| 想定東海地震 | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |
| 南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース） | 0 | 1,350 | | 0 | 480 | 2,160 | 200 |

